

# リビングパートナー保険

このご案内は入居者の皆さまが被保険者(保険の補償を受けられる方)である保険の補償内容について説明したものです。

保険料：保険契約者負担

家財の補償		
① 火災、落雷、破裂・爆発		
② 風災・雹災・雪災		※吹込み損害は、これらの事故による住宅外部の破損により生じた場合に限ります。雪災の損害は、別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故とします。
③ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等		
④ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ		
⑤ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為		
⑥ 盗難		※被保険者が入居する住宅の屋外にある間の盗難は対象になりません。
⑦ 通貨等の盗難		※被保険者が入居する住宅内における通貨等の盗難。1事故1世帯ごとの限度額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"><li>●生活用の通貨・切手等(20万円)</li><li>●預貯金証書(200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額)</li><li>●乗車券等(20万円)</li></ul>
⑧ 水災		※家財に再調達価額(注)の30%以上の損害が生じた場合や、その家財を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため家財に再調達価額(注)の30%未満の損害が生じた場合に限ります。(注)同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。
⑨ ①～⑧以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)		(自己負担額3万円) ※給排水設備に生じた事故を含みます。

## 賠償責任の補償(示談交渉サービス付き)

### 大家さんに対する賠償責任(借家人賠償保険)

(1事故につきこのご案内に記載の支払限度額を限度)偶然な事故で、借用戸室に損害を与える大家さんへの法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。



### 他人に対する賠償責任(個人賠償保険)

(1事故につきこのご案内に記載の支払限度額を限度)日本国内において、日常生活の偶然な事故などで他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりした場合に保険金をお支払いします。



(注)「借家人賠償保険」「個人賠償保険」が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご加入に際しては、補償内容を十分ご確認ください。

## 費用の補償

### 借用戸室修理費用

(1事故につきこのご案内に記載の支払限度額を限度)偶然な事故で借用戸室が破損し、貸主との契約に基づきまたは緊急に自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。(たとえば、給排水管の凍結や目詰まりで損害が生じた場合の修理費用)※借家人賠償保険によって保険金をお支払いする場合を除きます。

### 事故時諸費用

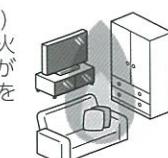
(損害保険金×10%、1事故1世帯ごとに100万円限度)  
「家財の補償」①～⑤、⑨の事故により損害保険金が支払われ、同時に費用が生じる場合に保険金をお支払いします。

### 残存物取扱費用

(実際に支出した額、損害保険金の10%に相当する額を限度)  
「家財の補償」①～⑥、⑧、⑨の事故により損害保険金が支払われ、費用が生じる場合に保険金をお支払いします。

### 地震火災費用

(ご契約金額×5%、1事故1世帯ごとに300万円限度)  
地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半焼以上または家財が全焼となった場合に保険金をお支払いします。



### 損害防止費用

(実際に支出した額)  
損害保険金が支払われる場合で「家財の補償」①～⑨の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合に保険金をお支払いします。



事故のご報告は **0120-01-9016**

通話料無料

24時間365日

ご連絡時には、このご案内に記載の代理店・扱者にてご契約した旨、住所(建物名や号室含む)・ご入居者名(法人契約の場合は法人名)をお伝えください。

家財の補償ご契約金額	借家人賠償保険支払限度額 (1事故につき)	個人賠償保険支払限度額 (1事故につき)	借用戸室修理費用支払限度額 (1事故につき)
41.9万円	1,000万円	1,000万円	100万円

## 保険の対象の範囲

- ◆保険の対象は、被保険者が入居する住宅に収容されている家財(※)で被保険者が所有するものとします。  
※共用部分または物置、車庫その他の付属住宅に収容される家財を含みます。
- ◆次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、保険の対象に含まれます。  
畳、建具その他これらに類するもの／電気、通信、ガス、給排水、冷房・暖房などの付属設備／浴槽、流し、ガス台、調理台、棚などの付属設備／換気扇、自動温水器、ルームクーラーなどの器具
- ◆被保険者と同居または生計を共にする親族および被保険者の同居人(注)の所有する家財で被保険者が入居する住宅に収容されているものは、保険の対象に含まれます。  
(注)賃貸借契約上の借主、同居人に限ります。
- ◆次に掲げる物は保険の対象に含まれません。  
自動車(原動機付自転車を除きます。)／通貨、小切手、切手、印紙、預貯金証書、乗車券等(盗難によって生じた損害を除きます。)／有価証券、クレジットカード／稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿／動物、植物などの生物／データやプログラムなどの無体物
- ◆美術品等の補償については一定の制限があります。詳細は裏面「家財の補償くお支払いする保険金」をご確認ください。

## これまで、こんな事故が保険会社に報告されています。

- 自室の給湯器からガスが漏れて爆発。天井や壁に大きな穴があいた。  
(大家さんへの賠償額 536万円)
- 飼い犬が通行人にかみつき負傷させた。  
(賠償額 21万円)
- お風呂の空焚きで火災が発生し、浴室と台所が損傷した。  
(大家さんへの賠償額 55万円)
- たばこの火の不始末で家財の一部が焼け、残りの家財も消火放水で水濡れに。  
(家財の損害額 283万円)
- 洗濯機のホースがはずれ、下の階に水があふれ、家財が水濡れに。  
(階下の入居者への賠償額 115万円)
- 子供がベランダから植木鉢を落とし、駐車中の他人の車を破損させた。  
(賠償額 34万円)
- 隣の社員寮より出火、類焼により家財が焼失した。  
(家財の損害額 380万円)
- 空き巣に入れられ、現金・カメラなどを盗まれた。またその際窓ガラス等が破損した。  
(現金・家財の損害額 48万円 窓ガラス等の修理代 10万円)

- このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせは(取扱代理店・扱者)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



株式会社 長栄  
マンスリーマンション受付センター

TEL:0120-86-3912  
(受付時間:9:00～18:00)

# リビングパートナー保険の補償内容

※保険契約者(不動産管理会社等)と弊社との保険契約に変更が生じた場合は、補償内容が変更されることがあります。

## (1) 家財の補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
①火災、落雷、破裂・爆発	
②風災・雹災・雪災 ※風、雨、雪、雹、砂塵などの吹込みによる損害は、住宅外部が風災・雹災・雪災によって破損し、その部分からの吹込みによって生じた場合に限ります。 ※雪災の損害は、複数の損害が別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故とします。	
③住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等 ・住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である家財について損害が発生した場合	
④給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ ・給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水があふれることがあります。)による水濡れによって保険の対象である家財について損害が発生した場合	損害の額(※) 新価(再調達価額)を基準に ご契約金額を限度
⑤騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為 ・騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である家財について損害が発生した場合	ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(以下「美術品等」といいます。)については市場流通価格を基準にお支払いします。
⑥盗難 ・盗難によって保険の対象である家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合	※美術品等で1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、損害の額を1個または1組ごとに30万円とみなして保険金をお支払いします。
⑦通貨等の盗難 被保険者が入居する住宅内における次に掲げるもののいずれかの盗難によって損害が生じた場合 ・生活用の通貨、小切手、切手または印紙 ・預貯金証書 ・乗車券等	【生活用の通貨、小切手、切手または印紙】 1事故1世帯ごとに20万円限度 【預貯金証書】 1事故1世帯ごとに200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額が限度 【乗車券等】 1事故1世帯ごとに20万円限度
⑧水災 ・水災によって保険の対象である家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合や、その家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため、保険の対象である家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合	
⑨①～⑧以外の不測かつ突発的な事故 ・不測かつ突発的な事故によって保険の対象である家財について損害が発生した場合 ※給排水設備に生じた事故を含みます。	損害の額(※)から自己負担額3万円を差し引いた額をお支払いします。

## (2) 費用の補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
事故時諸費用保険金 ・上記①～⑤、⑨の事故により損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象である家財が損害を受けたために臨時に費用が生じる場合	損害保険金×10% 1事故1世帯ごとに100万円限度
残存物取扱費用保険金 ・上記①～⑥、⑧、⑨の事故により損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象である家財の残存物の取扱づけに必要な取りこわし費用、取扱づけ清掃費用および搬出費用が生じる場合	実際に支出した額 損害保険金の10%に相当する額を限度
地震火災費用保険金 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半焼以上、またはその家財が全焼となり、それによって臨時に費用が生じる場合	ご契約金額×5% 1事故1世帯ごとに300万円限度
損害防止費用保険金 ・保険契約者または被保険者が、上記①～⑨の事故による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な消火活動の費用を実際に支出した場合	実際に支出した額 地震火災費用保険金のお支払いの対象となる損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。

## (3) 借用戸室修理費用の補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
借用戸室修理費用補償 ・偶然な事故で借用戸室が破損し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合(たとえば、給排水管の凍結や目詰まりで損害が生じた場合に、復旧に必要な修理費用を保険金としてお支払いします。) ※借家人賠償保険によって保険金をお支払いする場合を除きます。	実際に支出した修理費用の額 1事故につき裏面に記載の支払限度額を限度

## (4) 賠償責任の補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
借家人賠償保険 ・被保険者の借用戸室が次の事故により損害を受け、被保険者がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ①火災・破裂または爆発 ②盗難 ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水があふれることをいいます。)による水濡れ ④上記①～③以外の不測かつ突発的な事故	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ただし、1事故につき裏面に記載の支払限度額を限度
個人賠償保険 ・日本国内で被保険者が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ○被保険者が入居する住宅および同一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	賠償責任補償における被保険者は、次のいずれかに該当する方です。 ①本人(入居者) ②①の配偶者 ③①または②の同居の親族 ④①または②の別居の未婚の子 ⑤①～④以外の本人の同居人 (賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。)

## ■保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 家財の補償 (2) 費用の補償 (3) 借用戸室修理費用の補償に適用される「保険金をお支払いできない主な場合」
  - ・ご契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
  - ・家財が被保険者が入居する住宅の屋外にある間の盗難
  - ・家財の置き忘れや紛失による損害(家財の補償の場合のみ)
  - ・保険の対象の欠陥による損害(借用戸室修理費用補償の場合は「保険の対象」を「借用戸室」とします。)
  - ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害(借用戸室修理費用補償の場合は「保険の対象」を「借用戸室」とします。)
  - ・ねずみ食い、虫食い等による損害
  - ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ごとにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損害
  - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害(地震火災費用保険金を除きます。)
- 上記に記載のほか、(1)家財の補償⑨不測かつ突発的な事故(2)費用の補償および(3)借用戸室修理費用の補償に適用される「保険金をお支払いできない主な場合」
  - ・不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない電気的、機械的な事故によって生じた損害
  - ・詐欺、横領によって生じた損害
  - ・土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
  - ・電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
  - ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
  - ・コンタクトレンズ、眼鏡に生じた損害
  - ・携帯電話、携帯式電子事務機器、携帯ゲーム機に生じた損害

## (4) 賠償責任の補償に適用される「保険金をお支払いできない主な場合」

- ・被保険者の業務に直接起因する損害賠償責任
- ・もっぱら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任(借家人賠償保険のみ)
- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの混入により生じた損害(借家人賠償保険のみ)